

住民基本台帳の閲覧について

◎閲覧の予約

住民基本台帳の閲覧には、予約が必要となります。受付日の属する月の翌月末までの予約を電話または窓口で受付けます。受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までになります。閲覧希望日の10日前までに、閲覧目的、閲覧希望日時、申出者氏名（法人等団体に所属する場合は団体名）、連絡先を伝えたくて閲覧日を特定してください。

◎住民基本台帳閲覧申出書及び誓約書等の提出

閲覧日の3日前までに、住民基本台帳閲覧申出書（様式3）及び誓約書（様式4）と次のその他の提出書類を、郵送または窓口で提出してください。

《その他の提出書類》

●閲覧目的または理由を証明できる書類

①統計調査、世論調査、学術研究等のために閲覧を行う場合

調査票、アンケート等の閲覧事項の利用目的が分かる書類

②公共的団体が地域住民の福祉の向上に寄与する活動のために閲覧を行う場合

公共団体の規約、会則、事業計画等で、その団体の設置目的や活動内容及び閲覧事項の利用目的が分かる書類

③訴訟の提起その他特別の事情により居住関係を確認するために閲覧を行う場合

訴訟を提起する請求の原因が分かる書類、訴状案、マンションの管理業務の契約書の写し、誤配達された郵便物等の閲覧事項の利用目的が分かる書類

●法人の場合は、法人の概要がわかる資料

●大学等の場合は、大学等の認可がわかる証明書

●法人の場合は、個人情報保護に係る対応がわかる資料

●個人、法人を問わず、閲覧の申出を公共団体等から受託した場合は、委託者との関係が分かる委託契約書等の写し、委託者からの閲覧依頼の文書等の閲覧事項の利用目的が分かる書類

◎閲覧の当日

閲覧は指定の場所になります。閲覧時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとなります。閲覧は、半日を1単位とし申出者またはその閲覧者がすることができる予約は、1回1単位分のみとします。閲覧回数は1日に1回まで、同一月に4回までを限度とします。閲覧の人員は、1回の申出について1名となります。閲覧の手数料は住民基本台帳登録者1人につき300円となります。

◎閲覧者の身分確認

閲覧者は、マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など官公庁が発行した顔写真貼付の本人確認書類を必ず持参してください。

◎閲覧が出来ない日

休日、月曜日及び日曜日と連続する休日の翌日、閲覧簿の改製作業期間

◎閲覧記録用紙

閲覧記録用紙は町指定の用紙を使用してください。閲覧終了時にご提出いただき、手数料の納付後、閲覧記録用紙の写しをお渡しいたします。

◎閲覧利用状況の報告

申出者は、閲覧後10日以内に大磯町住民基本台帳閲覧利用状況報告書（様式6）を郵送または窓口で提出してください。

◎書類提出及び問合せ先

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯町役場 町民福祉部町民課戸籍係（本庁舎1階）
電話 0463-61-4100（内線273）